

GREEN×EXPO 2027 の入場チケット等について【情報提供】

1 事業の趣旨

GREEN×EXPO 2027 の入場チケットの発売開始日が決まりましたのでお知らせします。また、子どもたちの招待等についてもお知らせします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 入場チケットの販売開始（別添資料あり）

販売開始日：令和 8 年 3 月 19 日(木)

前売りチケットとして、お得な早割価格の 1 日券に加え、何度も入場できる通期パスや夏パスなどを設定しています。

入場チケット（電子チケット）は、GREEN×EXPO 2027 チケットサイトを通じて販売します。

紙の入場チケットは、旅行代理店等のチケット販売事業者の店頭でご購入いただけるよう協会が手続きを進めています。詳細が決まり次第ご案内します。

※来場日時予約は、秋ごろから開始できるよう調整しています。

入場チケットの券種・価格

販売期間	券種	概要	大人 (満18歳以上)	中人 (満12~17歳)	小人 (満4~11歳)
前売チケット 2026年3月19日~ 2027年3月18日	お得 1日券 (早割価格)	会期中いつでも1回入場可	4,900円	3,000円	1,400円
前売・会期中 販売チケット	特別割引券	障がい者手帳等をお持ちの方および 同伴者1名が購入可能で、 会期中いつでも1人1回入場可	2,800円	1,700円	800円
	通期パス	会期中いつでも何度も入場可	28,000円	16,000円	6,500円
	夏パス	夏の決まった期間(7/1~8/31)に 何度も入場可	12,000円	7,000円	3,000円
会期中販売 チケット	1日券 (通常価格)	会期中いつでも1回入場可	5,500円	3,300円	1,500円
	夜間券	会期中いつでも17時以降1回入場可	3,500円	1,900円	900円

※価格は全て日本円・税込みです。

(紙チケットを購入する場合は、別途 100 円 (税込み) をいただく予定です。)

4 未来を担う子どもたちの招待

子どもたちが地球規模の課題を自分事として捉え、新たなグリーン社会への意識を高めるきっかけとします。

(1) 学校招待

環境問題や EXPO への興味・関心を高めるため、「事前の学び」を経たうえで、市立学校に通う児童・生徒を、校外学習等の一環などで招待します。

【来場時期】2027年4月～6月

※市内の私立・県立・国立学校には、神奈川県の実業があります。

(2) こども招待

市内在住の満4～18歳の皆さんを、会期中1回招待します。

【申込開始】2026年9月頃（予定）

※年齢は、2027年4月1日現在

※3歳以下は無料です。

なお、令和8年度予算の執行を伴う事業などは、市会での議決後に確定します。

5 3月19日の開催1年前イベントについて【参考】

開催1年前となる3月19日（木）に、「GREEN×EXPO 2027 開催1年前発表会」を横浜市役所アトリウムにて開催します。

発表される内容については、4月の市連会でも情報提供します。

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課 担当 中島、橋本 電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223 メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp
--

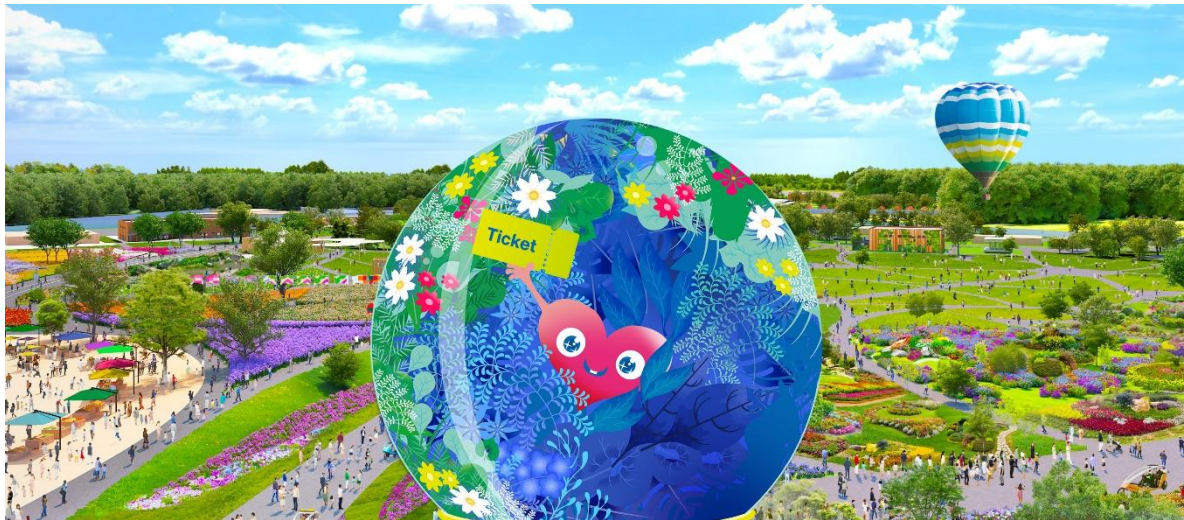
NEWS RELEASE

報道関係者各位

2026年2月20日

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

GREEN×EXPO 2027 の入場チケット 開催1年前の3月19日から前売り販売開始 ～公式チケットサイト、旅行代理店や各種プレイガイド等全国で取扱い～



©Expo 2027

GREEN×EXPO協会（正式名称:公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会、会長: 筒井義信、所在地: 横浜市中区）は、開催1年前となる2026年3月19日（木）から、GREEN×EXPO 2027の入場チケットの前売り販売を開始します。

前売りチケットとして、お得な早割価格の1日券に加え、何度も入場できる通期パスや夏パスなどを設定しています。チケットは、当協会の公式チケットサイトのほか、旅行代理店や各種プレイガイド等で購入できます。

入場チケット販売開始日

2026年3月19日（木）

入場チケットの購入方法

入場チケットは、GREEN×EXPO 2027 チケットサイト（以下、「公式チケットサイト」という。）を通じて販売します。

入場チケットの購入ステップ



この他、旅行代理店や各種プレイガイド等チケット販売事業者による販売も実施予定です。

また、入場チケットは、電子チケットのほか、紙チケット等もご用意予定です（追加料金が必要）。公式チケットサイトURLやチケット販売事業者など購入の詳細については、随時2027年国際園芸博覧会協会公式ホームページ内チケットインフォメーション (<https://expo2027yokohama.or.jp/tickets-index/>) などでお知らせします。

入場チケットの券種・価格

販売期間	券種	概要	大人 (満18歳以上)	中人 (満12~17歳)	小人 (満4~11歳)
前売チケット 2026年3月19日~ 2027年3月18日	1日券 (早割価格)	会期中いつでも1回入場可	4,900円	3,000円	1,400円
前売・会期中 販売チケット	特別割引券	障がい者手帳等をお持ちの方および 同伴者1名が購入可能で、 会期中いつでも1人1回入場可	2,800円	1,700円	800円
	通期パス	会期中いつでも何度も入場可	28,000円	16,000円	6,500円
	夏パス	夏の決まった期間(7/1~8/31)に 何度も入場可	12,000円	7,000円	3,000円
会期中販売 チケット	1日券 (通常価格)	会期中いつでも1回入場可	5,500円	3,300円	1,500円
	夜間券	会期中いつでも17時以降1回入場可	3,500円	1,900円	900円

※価格は全て日本円・税込みです。

(紙チケットを購入する場合は、別途100円(税込み)をいただく予定です。)

※年齢は2027年4月1日現在の満年齢です。ただし、3月中の入場については、2026年4月1日現在の満年齢を適用します。

※3歳以下の方は無料となります。(チケット無しで入場できます。)

本件に関するお問合せ先

【本リリースについて】

GREEN×EXPO協会（公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会）
入場券部入場券課 担当：森井 TEL：045-307-2139

【入場チケットについて】

GREEN×EXPO 2027入場券販売管理センター
ticket-info@2027tkc.com

GREEN×EXPO 2027 開催概要

名称	2027年国際園芸博覧会 (International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan)
正式略称	GREEN×EXPO 2027 (グリーンエクスポニーゼローナナ)
開催場所	神奈川県横浜市
開催期間	2027年3月19日(金)～2027年9月26日(日)
テーマ	幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
博覧会区域	約100ha(内、会場区域80ha)
クラス	A1(最上位)クラス(AIPH承認+BIE認定)
参加者数	1500万人(有料来場者数：1,000万人以上)
公式サイト	https://expo2027yokohama.or.jp/



公式マスコットキャラクター
「トウキントウキ」

令和8年3月19日

各地区連合町内会 会長 様
各自治会・町内会 会長 様

社会福祉法人横浜市中区社会福祉協議会
会 長 松澤 秀夫

令和8年度 会費・募金等のご依頼について

日頃より、本会の事業推進に格別のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、各自治会・町内会の皆さまには、今年度も中区社会福祉協議会会費並びに中区社会福祉協議会が事務局を担う各団体の募金等にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

令和8年度の各会費、募金等のご依頼時期については、以下の通りを予定しております。詳細は、それぞれ別途ご案内致しますので、引き続きご協力いただきますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

【会費・募金等の募集時期（予定）】

	内 容	募集時期	区連会での依頼月
1	日本赤十字社会費	5月～6月	4月
2	中区安全安心推進協会賛助金	5月～6月	4月
3	中区社会福祉協議会会費	7月～9月	7月
4	赤い羽根共同募金	10月～12月	9月

<事務局>

中区社会福祉協議会 担当：小泉
電話 681-6664

「新たな防災気象情報」・「気象警報等発表区域の細分化」の運用開始について【情報提供】

1 事業の趣旨

(1) 新たな防災気象情報

令和8年5月下旬から、新たな防災気象情報の運用が全国で始まります。

(2) 気象警報等発表区域の細分化

横浜地方気象台から横浜市域に発表される気象警報等は、現在「市全域」に発表されていますが、令和8年5月下旬から、「北部」及び「南部」の2区域に細分化されて発表されることとなります。

2 お願いしたいこと

【区連長】 本制度の開始について、ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合会の定例会等において、地域の皆様への周知にご協力をお願いします。

【単位会長】 定例会等での情報提供をお願いいたします。

3 概要

(1) 新たな防災気象情報

別紙のとおり

(2) 気象警報等発表区域の細分化

別紙のとおり

令和8年から 気象警報等が 大きく変わります。



警報・注意報の情報名に「レベル」が付記されます。

◎発表される警報・注意報の名称にレベルが付記されます。避難行動と直結するレベルがすぐわかり、避難判断の目安が明確になります。詳しくは裏面に。

【変更例】

(旧)「大雨警報」

→ (新)「レベル3大雨警報」



「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表されます。

◎危険な場所から避難が必要な状況であるレベル4相当の情報が「危険警報」として発表されます。

【変更例】

(旧)「土砂災害警戒情報」

→ (新)「レベル4土砂災害危険警報」

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			

【お問い合わせ】

横浜市総務局緊急対策課 電話：045-671-2064/FAX：045-641-1677
若しくは、最寄りの区役所総務課にお問い合わせください。

避難のタイミングは レベルで判断



災害が起きる前に何をすべきか、
レベルごとにチェック！

時間推移のイメージ

数日～
1日前

レベル1 早期注意情報 ・災害への心構えを一段高める

半日～
数時間前

レベル2 注意報 ・ハザードマップ等で災害リスクを再確認する
・自らの避難行動を確認

数時間～
3時間前

レベル3 警報 ・避難に時間がかかる**高齢者等は危険な場所から避難する**
・高齢者等以外の人にも必要に応じて避難の準備や自主避難

2時間～
0時間前

レベル4 危険警報 ・**危険な場所から全員避難する**
※台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了

災害
発生

レベル5 特別警報 ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況
・今いる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する

気象警報等の発表区域が南北に分かれます。

POINT



なぜ、南北に分けて発表するの？

◎横浜市は面積が広く、降雨の状況や危険度に地域差が生じやすいという特性がありました。そのため、市内全域で発表される気象警報等が、区域によっては実際の危険度と必ずしも一致していない場合があります。今回、発表区域を北部・南部に分けることで、より実際の危険度に即した気象警報等を発表できるようになり、また、市としての確かな防災対応を図ることができます。

POINT



何が変わるの？

◎全ての気象警報等（大雨、土砂、高潮など）が南北に分かれて発表されます。例えば、これまで市内全域で発表されていた「大雨警報」が、今後は「レベル3大雨警報（横浜市北部）」、「レベル3大雨警報（横浜市南部）」と発表されるようになります。



自治会町内会ポータルへの運用開始に向けたお知らせ【情報提供】

1 説明の趣旨

令和 8 年 4 月 1 日より、自治会町内会ポータルへの運用開始に合わせ、ホームページとコールセンターを開設します。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 自治会町内会ポータルについて

地域活動推進費補助金の申請等の手続きが、パソコンやスマートフォンからオンラインで行えるようになります。

(1) 運用開始予定日時

令和 8 年 4 月 1 日(水) 9 時

(2) オンライン申請可能な項目

① 補助金申請

- ・地域活動推進費補助金
- ・地域防犯灯維持管理費補助金
- ・町の防災組織活動費補助金

② 基礎情報（現況届・口座情報等）提出

③ 委嘱委員の推薦届出

④ 防犯灯新設・移設に係る申請

4 ホームページの開設について

自治会町内会ポータルへのホームページを開設し、自治会町内会ポータルへのリンクや操作マニュアル・操作説明動画など、4 月 1 日に向け順次公開していきます。

【パソコン等で検索する場合】

横浜市 自治会町内会ポータル

検索

【スマートフォンで閲覧する場合】

【ホームページ URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/jichikai-portal.html>



【裏面あり】

5 コールセンターの設置について

操作でお困りの際は、自治会町内会ポータルコールセンターにお電話ください。

(1) 電話番号

045-577-4295

(2) 開設時間

令和8年4月1日（水）～令和8年6月30日（火）

平日 午前9時から午後8時まで

土日祝日 午前10時から午後5時まで

市民局地域活動推進課

担当 栗田、石栗

電話 045-671-3624 FAX 045-664-0734

メール sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

令和 8年度市民局予算案における自治会町内会向け支援制度について【情報提供】

1 趣旨

令和 8年度市民局予算案における自治会町内会向け支援制度について、内容の詳細をご案内させていただきます。自治会町内会向けの補助金の拡充等が盛り込まれていますので、ぜひご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

地区連合町内会も対象となりますので、利用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、利用をご検討ください。

3 今回ご案内する支援制度について（参考：別紙一覧参照）

- (1) 地域防犯カメラ設置補助金【拡充】・・・資料 1
- (2) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金【継続】・・・資料 2
- (3) LED防犯灯新規設置事業【継続】・・・資料 3

4 備考

令和 8年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

【各制度所管担当】

<p>(防犯関連) 市民局地域防犯支援課 (1) 地域防犯カメラ設置補助金 電話 045-671-3705 川口、片渕 (3) LED防犯灯新規設置事業 電話 045-671-3709 石橋、早野 メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp</p>	<p>(会館脱炭素化関連) 市民局地域活動推進課 (2) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 佐藤、笹尾 電話：045-671-2317 FAX：045-664-0734 メール：sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp</p>
---	---

市民局（一部総務局） 令和8年度 自治会町内会活動への補助一覧

	補助内容等（下線部：変更点）	申請時期	問合せ先・申請先
拡充 地域防犯カメラ設置補助金	自治会町内会等が実施する、防犯カメラの機器購入費、当該カメラ設置工事・看板設置にかかる経費（新規設置・更新とも可）への補助。補助台数の増（240台）、補助率9/10、上限28万円 ※資料1参照	4～7月末	区地域振興課
例年同 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	自治会町内会館等に、LED照明器具、エアコン、断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池の導入に関する経費の補助。補助率2/3、上限あり ※資料2参照	4～10月末 事務委託事業者	【4月1日～】 横浜市住宅供給公社 (予定) 電話 045-451-7740
例年同 地域活動推進費補助金 ※ポータル申請可	自治会町内会が公益的活動（環境美化、防災・防犯、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費等への補助 上限額900円×加入世帯数（※連合に対する補助率等は別途算定基準あり）	4～6月	区地域振興課
例年同 地域防犯灯維持管理費補助金 ※ポータル申請可	自治会町内会等が所有・維持管理する「地域防犯灯」の維持管理経費への補助。地域防犯灯の数×2,200円（年、定額）	4～6月	区地域振興課
例年同 自治会町内会館整備費補助金	昨年、8年度会館整備の事前申出をした自治会町内会等を対象に、整備に関する経費の補助。 補助率1/2、上限：新築・購入1500万円（1㎡あたり12.5万円を限度）、修繕250万円等	※9年度整備に向けた事前申出 4～6月（予定）	区地域振興課 （4月市連会・区連会にて案内）
例年同 町の防災組織活動費補助金 ※ポータル申請可	町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用 各団体の申請世帯数等に応じて支給（1世帯160円）	4～6月 区総務課	区総務課 （区連会にて案内）

※LED防犯灯新規設置事業：自治会町内会等の申請により電柱共架型500灯、鋼管ポール型36灯の新設 **※資料3参照**
（申請時期：4～6月、問合せ・申請先：区地域振興課、3月に案内）

【参考：個人世帯等向け】よこはま安心ボックス設置支援事業：購入を希望する市民の方を対象にして、宅配ボックスの購入費の一部（約1/2）を市で負担します。（開始予定時期：6月、最大6700世帯の利用を想定）詳細は決まり次第、市ウェブページでお知らせします。

※ポータル申請可：自治会町内会ポータルでオンライン申請が可能です。

※令和8年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

令和 8 年度 地域防犯カメラ設置補助制度について

1 事業の趣旨

地域における防犯活動を支援するため、防犯カメラ設置費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を令和 8 年度も実施します。

防犯カメラの設置をご検討されている場合は、下記及び裏面の概要をご確認のうえ、「申請の手引」をお取り寄せいただき、申請書類を各区地域振興課へご提出ください。

2 制度の概要

(1) 申請書及び添付書類の提出期限

令和 8 年 7 月 31 日（金）必着

各区地域振興課及び各関係機関へのご相談は、早めに行ってください。

申請の手引・申請書の配付場所

- ・各区地域振興課
- ・横浜市ホームページ（3月下旬頃、公表予定）



(2) 申請書類提出先

- ・各区地域振興課
- ・横浜市電子申請・届出システム

【主な提出書類】

- ・申請書（第 1 号様式）
- ・収支計算書（第 2 号様式）
- ・見積書

詳細は「申請の手引」をご確認のうえ、各区地域振興課へご相談ください。

(3) 補助金交付までのスケジュール

令和 8 年 3 月～	<ul style="list-style-type: none"> ・総会、役員会、委員会等での防犯カメラの設置に関する合意形成 設置場所の近隣住民の同意取得 ・関係機関との相談・協議 (区役所地域振興課、警察署、東京電力、NTT、土木事務所等)
7 月 31 日まで	・補助金交付申請書類を各区地域振興課へ提出
10 月上旬頃	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付決定通知（交付/不交付） ※この決定後、機器購入・工事契約が可能になります。
令和 9 年 1 月中旬まで	・防犯カメラ設置工事完了後、実績報告書類を横浜市へ提出
3 月頃	・補助金交付

(4) 補助条件等

① 補助対象の防犯カメラ

- ・ 公共空間（道路・公園等）を撮影・記録するために固定設置するもの
- ・ 機能強化を目的とした設置機器の更新も対象
- ・ プライバシー保護のため、総会・役員会等で合意形成し、設置箇所周辺住民の同意を必ず取得してください。

② 補助対象団体

自治会町内会、地区連合町内会

③ 補助対象経費

- ・ 防犯カメラの機器購入費
 - ・ 当該カメラの設置工事に係る費用
- ※電気料金、修繕費、点検費などの維持管理費は対象外

④ 補助内容

防犯カメラ 1 台につき補助対象経費の 10 分の 9
補助上限額：280,000 円

⑤ 補助予算台数

240 台

予算の範囲内で交付決定を行うため、申請いただいても補助されない場合や、申請台数の一部のみとなる場合があります。

その際は、犯罪発生状況等を考慮し、交付を判断します。

【参考】民間事業者による防犯カメラ設置の取組

自治会町内会が飲料自動販売機の設置場所を提供できる場合、その売上や利益を財源として防犯カメラの設置費用等を賄う取組を行う事業者があります。

横浜市の補助制度を利用せずに設置を検討する場合の参考としてください。

※設置条件等は飲料メーカーごとに異なります。詳細は横浜市ホームページをご覧ください。神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課へお問い合わせください。

神奈川県ホームページ



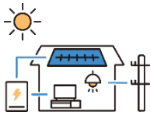
横浜市ホームページ



市民局地域防犯支援課

電話：045-671-3705

メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp



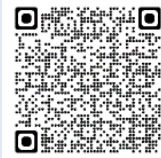
4月1日～ 申請受付開始(予定)

申請期限10月末／**予算上限に達し次第、受付終了**

会館への
LED 照明・
省エネエアコン・
太陽光発電設備等
の設置に補助
(補助率 2/3)

すでに会館を持つ
自治会町内会の
半数以上にご利用
いただいています！

「8年度版 募集案内」



横浜市 会館脱炭素



公開しました

💡 蛍光灯は令和9年末で製造廃止予定のため、今のうちにLEDへの交換をご検討ください。

■申請までの 3ステップ

- ① **施工案作成** 対象製品・工事内容・予算等の確認、事業者へ見積依頼
- ② **会の意思決定** 自治会町内会としての意思決定(総会・定例会等での確認)
- ③ **申請準備** 「募集案内」を確認して、申請に必要な書類の作成・準備

■対象製品 ※補助基準の詳細は、「募集案内」参照

LED 照明器具	エアコン	断熱窓など
 <p>補助上限額 60万円</p> <p>省エネ性能 ★★★★☆4.0</p> <p>・統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上 ・省エネ型製品情報サイト未掲載の場合 トップランナー基準達成製品</p> <p>電球形 LED ランプのみの 交換も対象 (トップランナー基準達成製品)</p>	 <p>補助上限額 130万円</p> <p>省エネ性能 ★★★★☆2.4</p> <p>家庭用 統一省エネラベル省エネ性能 ★2.4つ以上</p> <p>業務用 トップランナー基準達成製品</p>	 <p>断熱窓 太陽光 発電設備 蓄電池</p> <p>補助上限額 合算で 200万円</p> <p>いずれかの実施でも申請ができます。 ※断熱窓:会館の状況により、補助基準に合う製品が 見当たらない場合はお問合せください。</p>

■対象団体

会館を所有している※自治会町内会・地区連合町内会

※会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点としている町内会等も補助対象とします。

■[4/1～] 申請書提出先／建築士訪問アドバイザー事前予約／問合せ先

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

電話 **045-451-7740**

受付時間 平日9時～17時

●申請方法は、横浜市住宅供給公社へ
Eメール、郵送、公社窓口(持参(予約
制))

※本補助金の実施は、令和8年度横浜市予算案が横浜市会において、議決された後に確定します。

事業実施主体:横浜市市民局地域活動推進課 電話 045-671-2317

(1) 横浜市のLED防犯灯について

横浜市が管理する防犯灯 約 18 万灯	
電柱共架型 約 16 万灯 (電柱につけた灯具を管理)	鋼管ポール型 約 2 万灯 (独立柱を建て、灯具をつけて柱ごと管理)
灯具の横に黄色のプレートが付いています 	ポール本体に黄色のプレート又は銀色のシールが付いています 
プレートタイプ 	シールタイプ 

- ・物価高騰等により電気料金など削減できない経費が事業費全体を圧迫しています。このため、市では、効率の良い防犯灯の維持管理を目標にしています。
- ・土地利用が変わり現在は設置基準を満たさないものがあります。街全体にバランス良く防犯灯を配置する必要があると考えています。

【横浜市防犯灯設置基準（抜粋）】

- ・設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- ・灯具は、東電柱又はNTT柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- ・防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね 25 メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(2) 市による新規設置を希望する際の御申請について

～暗がり解消に向けて～

令和8年度から、暗がり解消事業を開始します。

💡 今まで、自治会町内会からの申請のみで新規設置場所を選定してきましたが、防犯灯や電柱を位置情報システム（GIS）で解析し、市（区）からプッシュ型で自治会町内会の皆様に設置場所の提案も致します。他にも、近くに電柱が無い場所にソーラー式防犯灯を設置するなど、過去にご要望に沿えなかった案件にも新たな手段の提案を検討していきます。まずは区役所の地域振興課にご相談下さい。

① 令和8年度の新規設置の御申請について

- ・市（18区）全体で 500 灯（電柱共架型）36 灯（鋼管ポール） の予定です。
- ・申請は 自治会ポータル又は区地域振興課 にて、締切は令和8年6月30日（火） となります。
- ・各々の『令和8年度 LED防犯灯の新設申請の手引』にて、設置可能な条件等を確認し、申請してください。手引と申請書類は、区地域振興課で入手できます。

② 申請にあたっての留意事項

- ・申請にあたり、近隣の方などの御理解を得るようにしてください。
※設置後に近隣の方とトラブルになるケースが多く発生しています。
- ・複数の申請を行う場合は、自治会町内会にて十分検討のうえ、必ず優先順位を記載して下さい（優先順位の高い申請から審査します。）。

③ その他の方法で必要な灯りを確保するには

次のような手法で必要な灯りを確保する方法もあります。御検討ください。

自治会町内会が自ら灯りを設置し、維持管理を行う	灯りの設置は地域活動推進費補助金の対象です。 なお、地域防犯灯維持管理費補助金の対象となる灯りを整備した場合は、翌年度以降、維持管理に係る補助金交付（年2,200円/灯）が受けられます。
自治会町内会や宅地開発事業者が、LED防犯灯を独自に設置する	<u>事前に横浜市と協議のうえ</u> 、設置基準を満たした防犯灯について設置後に横浜市へ防犯灯を寄附いただける制度があります。 ※鋼管ポール型防犯灯は寄附制度の対象外

（3）LED防犯灯の見守りへの御協力について

市が設置したLED防犯灯については、故障の発見・連絡や周辺草木の除去等、日常の見守りを、自治会町内会の皆様にお願いしています。

自治会町内会から移管された鋼管ポール型防犯灯は、設置から年数が経ったものも多く、劣化の著しいものも見られます。倒壊による被害を防止するためにも、見守り活動等により劣化したポールを発見した場合は、速やかな情報提供をお願いします。

ポールの劣化事例



【注意：電線の垂れ下がりや切断を見つけたとき】

大変危険ですので絶対に近づかず、東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンター（0120-995-007）に、直接御連絡ください。

※0120 番号をご利用になれない場合は 03-6375-9803（有料）

【LED防犯灯の故障等を発見された際の連絡先】

- ・ 中区地域振興課 電話045-224-8131
- ・ 市民局地域防犯支援課 sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

■お知らせいただきたいこと

- ① 管理番号 (黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号)
- ② 電柱番号、住所及び目標物
- ③ 不具合の内容 (「点灯していない」「昼間も点いている」「車が衝突し鋼管ポールが傾いた」「鋼管ポールの根元が腐食している」等)
- ④ 不具合発生の時期 (気づいた日) 及び時間帯

* 防犯灯は、周囲の明るさを感知して自動点灯します。周囲の状況により、点灯のタイミングが異なることがありますが、故障ではありません。

【電柱の撤去に伴う防犯灯の取扱いについて (参考)】

市の電柱共架型防犯灯は、電柱事業者や土地所有者の許可を得て設置しています。電柱事業者や土地所有者等の都合により、灯具のついた電柱が撤去・移設される場合、原則として防犯灯も同時に撤去・移設となりますので、予め御承知おきください。

(4) 劣化した鋼管ポール防犯灯への御理解について

令和8年度から鋼管ポールの劣化対策として、「補修」も行う事としました。令和7年度の点検結果をもとに、劣化が著しいものから順に対応します。一方で、ポールが倒壊してしまうと、補修することは出来ません。日常の見守りで、穴が開いていたり、ガタツキのある鋼管ポールを発見した際は、情報提供下さいますようお願いいたします。

また、著しい劣化が認められ、「補修」も不可能な場合、安全を考慮し撤去させていただきます。撤去後は、横浜市防犯灯設置基準に照らし合わせ、①撤去のみ、②近隣電柱に灯具を移設、③建替え (鋼管ポール型防犯灯の再整備) のいずれかの対応となります。

なお、現在設置する鋼管ポールは基礎が大きい (約直径 50cm 地中深 1m) ため、既設鋼管ポールと同じ場所及び周辺に設置できない場合もあります。設置可能なスペースを確保できない場合や、近隣の方の合意が得られない場合など、市では建替えできない場合があります。



市の設置する防犯灯は電柱共架型を基本としていることから、建替え・補修は付近に電柱がなく、代替照明を設置する場所が無い場合に限ります。

LED防犯灯事業の市ホームページは

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/LED/>

「令和 8 年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について【事業説明】

1 事業の趣旨

「横浜市市民活動保険」は、より住みやすい地域の実現のため、ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、市があらかじめ保険会社と保険契約を締結して運営しています。令和 8 年度もこれまでと同様に、継続して実施します。是非ご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 令和 8 年度横浜市市民活動保険補償内容（令和 7 年度補償内容から変更はありません）

賠償責任保険（限度額）		傷害保険	
身体賠償	1 名 1 億円	死亡	1 名 500 万円
	1 事故 5 億円	後遺障害	後遺障害の程度に応じた金額 （1 名 上限 500 万円）
財物賠償	1 事故 500 万円	入院	1 日 3,500 円（180 日限度）
保管物賠償	1 事故 500 万円	通院	1 日 2,500 円（90 日限度）
免責金額 （自己負担額）	5,000 円	手術	入院の手術 35,000 円 外来の手術 17,500 円

4 添付資料

リーフレット「令和 8 年度横浜市市民活動保険のご案内」



5 主な配布先

各区総務課、各区区政推進課広報相談係、各区市民活動支援センター、
地域ケアプラザ 等

本市ホームページにも掲載します。

※ 令和 8 年度横浜市市民活動保険事業は、予算案が横浜市会において議決されることが実施の条件となります。

令和8年度 横浜市市民活動保険のご案内

ボランティア活動中のケガや、他人の物を壊した場合などの補償制度です。

令和8年4月1日午後4時～翌年4月1日午後4時に発生した事故が対象です。
補償内容等が年度によって変わる場合がありますので、必ずご確認ください。

特徴

- **保険料は不要です。**
- **事前の登録・加入手続きは不要です。**
- **事故発生後に手続きをしていただけます。**

ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、横浜市が保険料を負担し、保険会社と契約をしています。活動者には事故発生後に、日頃の具体的な活動内容や、事故の状況を書面で報告していただきます。それに基づき横浜市と保険会社が審査を行い、要件を満たしていることが確認できた場合に保険金が支払われます。

※ 詳しい手続き方法・必要書類については、最後のページをご確認ください。

対象

もっぱら市内で、次の4つの要件を**全て**満たすボランティア活動を行う方。

- ① **自主的に**構成されたグループや個人、地域住民組織である自治会町内会が行っている活動
- ② **無報酬**の活動（交通費などの実費の支給を除く）
- ③ **継続的・計画的**に行っている活動
- ④ **公益性**のある(他人や社会に貢献する)活動

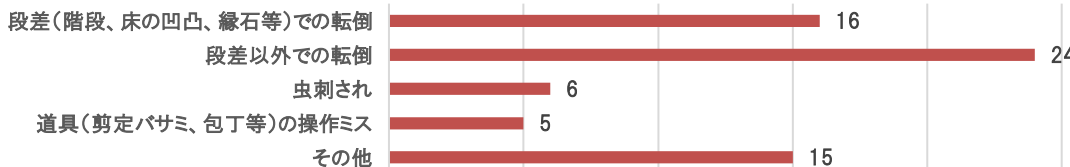
対象となる活動の例は次ページ

※ 対象となるボランティア活動には次の行為も含まれます。

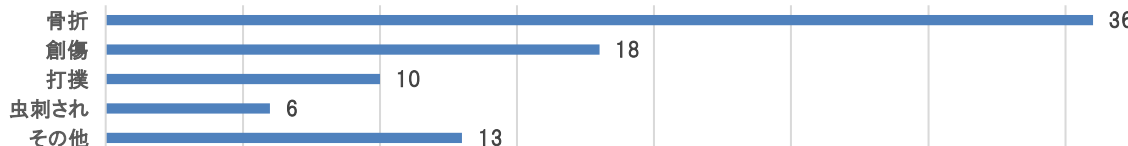
- ・ 集合地又は出発地及び解散地と自宅との**通常考えられる経路の往復途上**（国内に限る）
- ・ 活動に必要な会議・会場設営の**準備活動、後片付け**

事故の原因は？

【傷害事故: 令和7年4月～令和7年12月】



負傷内容は？



どうぞ気を付けてご活動ください。

対象となるボランティア活動の例



1	社会福祉施設等への援護活動	行事の手伝い、習い事の指導、慰問 等
2	高齢者、障がい児・者等への援護活動	配食サービス、生活介助、手話通訳・点訳・朗読奉仕 等
3	清掃活動	公園・河川・公道等の不特定多数の方が利用する場所の清掃・美化活動 等
4	資源回収・リサイクル活動	
5	公共的団体が行う募金活動	共同募金、交通遺児募金 等
6	地域防災・防犯活動	地域防災拠点の運営、地域の防災訓練の運営・指導、避難所での配食活動、防犯パトロール 等
7	交通安全活動	通学路での児童の見守り、自転車放置防止 等
8	保健衛生活動	食生活改善指導、健康に関する啓発 等
9	スポーツ活動の指導・運営	各種スポーツの指導、競技会の企画・運営・審判 等
10	文化活動の指導・運営	絵画・音楽・パソコン・各種学習の指導、講座の企画・運営 等
11	地域住民組織の運営	自治会町内会や老人クラブ、子ども会の運営、自治会町内会役員会等の会議への参加、広報物の配付・掲示 等
12	市(区)主催・共催事業の企画・運営	講演会、展示会等の企画・運営 等



次の活動は対象になりません。(主な例)

- (1) 勤務中や職業に従事しているときの活動、委託契約に基づく活動(報酬の有無にかかわらず、対象外)
- (2) 民生委員・児童委員、スポーツ推進委員などの**非常勤特別職の地方公務員としての活動**
(公務災害等の補償があります)
- (3) **学校管理下での活動**(例:市立学校の授業で川の清掃を行う生徒と、それを指導する地域の方)
- (4) **単位取得や学習のために行う活動** (例:学校の宿題として課された活動)
- (5) 金額にかかわらず、謝金・手当など、**労働の対価が支給される活動** (交通費・食費などの実費の支給は可)
- (6) **一時的、突発的な善意の行為** (例:一時的な手伝い、突然倒れた人を助ける行為)
- (7) 親睦が目的の活動、サークル活動 (例:団体の親睦会、活動後の慰労会、趣味の活動)
- (8) **互助的な活動**(例:集合住宅の敷地内の清掃、共有財産の管理、ごみ集積場所の清掃)
- (9) **特定の個人や特定の団体の利益のための活動**
- (10) **政治、宗教、営利に関わる活動** (例:祭礼等の宗教行為を含む行事、宗教施設の維持管理等)
- (11) **チェーンソーを使用する森林ボランティア活動** (賠償責任事故のみ対象となります)
 - ① 防災訓練やイベントの**参加者**、講座の**受講者は対象になりません**。(スポーツ活動の運営者であっても競技参加中の事故は対象外となります)
 - ② 本市が執行する他の保険とは併用できません。(個人で加入している民間の保険との併用は可能です)
 - ③ 本市が所有する施設への賠償責任事故には適用できません。

補償内容



賠償責任事故	ボランティア活動中にボランティア活動者の過失により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまったりなどした結果、被害者から損害賠償を求められ、 法律上の賠償責任を負った場合に 保険金が支払われます(道義上の責任のみでは支払対象となりません)。 ※免責金額(自己負担額)5,000円を超える部分について支払われます。			
	区分	保険金額(限度額)	自己負担額	内容
	身体賠償	1名 1億円 1事故 5億円	5,000円	他人の身体に損害を与えた場合
	財物賠償	1事故 500万円		他人の財物に損害を与えた場合
保管物賠償	他人からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損などにより被害を与えた場合			

傷害事故	ボランティア活動中に発生した 急激かつ偶然な外来事故(※) によって、ボランティア活動者が死亡・負傷した場合に保険金が支払われます。		
	区分	保険金額	内容
	死亡	1名 500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に死亡した場合
	後遺障害	程度により 1名 20~500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合
	入院	1日 3,500円 (180日限度)	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に入院または通院した場合 ※実際にかかった費用ではなく、入院・通院の日数で計算します。 ※ 医師のいる医療機関 で診断・治療を受けてください。
	通院	1日 2,500円 (90日限度)	
手術	入院の手術 35,000円 外来の手術 17,500円	事故の日から180日以内に傷害の治療のために手術を受けた場合(1回の手術に限る)	

※急激かつ偶然な外来事故とは

- ・ **急激**・・・原因または結果の発生を**避け得ない**程度に急迫した状態
- ・ **偶然**・・・原因または結果の発生が対象者にとって**予知できない**状態
- ・ **外来**・・・原因の発生が対象者の身体に内在するもの(**持病等**)ではないこと



支払いの対象とならない主な例

■賠償責任事故・傷害事故 共通

・地震、噴火、または津波による事故 ・活動者の故意による事故 ・活動者の心神喪失による事故 等

■賠償責任事故

- ・ 車両の所有、使用、または管理に起因する事故
- ・ 故意又は重大な過失により法令に違反して製造、販売又は提供した物による事故
- ・ 自身(団体)の財物の滅失、き損または汚損
- ・ 活動者の親族に対する事故 等

■傷害事故

- ・ 熱中症
- ・ 対象者の脳疾患や疾病によるもの
- ・ 細菌性食中毒
- ・ むち打ち症や腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見がないもの
- ・ 自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔運転による事故
- ・ 重大な過失による事故
- ・ 長時間立って作業をしたことでひざを痛めた 等

事故が起こった際の手続き方法



1 (ケガをした場合)すぐ病院へ行く

事故によるケガの状態を把握し、適切な治療を受けるために**医師のいる病院**へ行きます。

2 区役所へ連絡する(原則 30 日以内)

事故が発生した場合は、お近くの**区役所総務課**まで電話等でご連絡ください。手続き方法をご説明いたします。

3 区役所に必要書類を提出する(事故報告書の様式を受け取った日から原則 14 日以内)

■ 区役所から「**事故報告書(様式)**」をお渡します。必要事項を記入し、**書類(下表参照)**と一緒にご提出ください。

保険の対象要件(確認事項)		提出書類の例
1	自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織である	規約、会則、チラシ、ボランティア募集チラシ・パンフレット等
2	無報酬の活動である	
3	公益性のある活動である	
4	継続的・計画的に実施されている活動である	事業計画書、案内文、チラシ・パンフレット 等
5	申請者(活動者)が事故日に活動していた	当日の活動者名簿、当番表、ボランティア登録票 等
6	【往復経路での事故の場合のみ】 事故は、適切な経路上で発生している	「自宅～活動場所」の経路と事故発生場所が示された地図

■ 「**事故報告書**」には、**事故や活動を証明できるご家族以外の第三者の氏名・住所等を記載**していただきます。

■ **市が、対象となる活動であると認める場合に、保険会社から保険金の請求に必要な書類をお送りします。**

4 保険会社に保険金の請求書を提出する

■ **賠償責任事故の場合**は、被害者との間で示談が成立した時、または調停、裁判上の和解、判決等、書面による合意が成立した後にご提出ください。

■ **傷害事故の場合**は、日常生活に支障がない程度まで回復された時、または事故発生日から 180 日を経過した時にご提出ください。

■ **請求内容について保険会社が確認・調査した結果、対象事故であると認める場合に、保険金が支払われます。**

よくあるご質問

横浜市ホームページに掲載しています。 [トップページ](#) [市民活動保険](#) [検索](#)



Q1: 市民活動保険が利用できるのなら、自分で契約していた保険は解約しても大丈夫ですか？

→市民活動保険は万が一の事故のための最低限の補償を行う制度のため、活動内容を踏まえ、どの範囲の補償が必要か十分に検討してください。なお、任意で契約した民間の保険と併用できる場合もあります。

Q2: 申請書類に名簿等の提出が必要とありますが、個人情報の取扱はどのようになりますか？

→全員の名簿は必要ありません。申請する方や関係する方の記載部分のみご提出ください。また、ご提出の際は団体代表者や該当者の了解を得る等、ご調整ください。

(各区役所総務課) お問い合わせ・申請先 市外局番 045	青葉区	Tel 978-2212 Fax 978-2410	港南区	Tel 847-8305 Fax 841-7030	戸塚区	Tel 866-8308 Fax 881-0241
	旭区	Tel 954-6006 Fax 951-3401	港北区	Tel 540-2206 Fax 540-2209	中区	Tel 224-8112 Fax 224-8109
	泉区	Tel 800-2312 Fax 800-2505	栄区	Tel 894-8311 Fax 895-2260	西区	Tel 320-8308 Fax 322-9847
	磯子区	Tel 750-2311 Fax 750-2530	瀬谷区	Tel 367-5611 Fax 366-9657	保土ヶ谷区	Tel 334-6373 Fax 334-6390
	神奈川区	Tel 411-7006 Fax 324-5904	都筑区	Tel 948-2212 Fax 948-2208	緑区	Tel 930-2211 Fax 930-2209
	金沢区	Tel 788-7705 Fax 786-0934	鶴見区	Tel 510-1653 Fax 510-1889	南区	Tel 341-1224 Fax 241-1151

<作成・発行> 横浜市市民局地域活動推進課

Tel : 045-671-3624 / Eメール: sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会活動事例集「ハマの元気印令和デジタル版 vol.4」の公開について【情報提供】

1 事業の趣旨

令和7年11月にウェブ公開した「自治会町内会のための講習会」の内容を中心にまとめた、自治会町内会活動事例集「ハマの元気印令和デジタル版 vol.4」を作成し、ホームページに公開しました。
負担軽減等の活動事例を紹介していますので、自治会町内会活動をご検討の際にご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 内容

(1) 自治会町内会の運営課題と工夫

令和7年度自治会町内会アンケートの回答から、運営上の課題に対する工夫例を紹介しています。

(2) 事例紹介※11月定例会資料にて、動画配信をご案内したものと同事例です。

事例1 中区 本牧大鳥自治会

「人が動きたくなくなる工夫と参加を生む自治会マネジメントの実践」

事例2 保土ヶ谷区 岩井町原第一町内会

「キャッシュレス決済導入について」～PayPayを活用した集金事例～

事例3 都筑区 東山田四丁目町内会

「デジタルを活用した持続可能な町内会運営に向けて」

(3) 自治会町内会活動におけるデジタルツールの紹介



4 公開先 URL

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu_sokushin.html

横浜市 自治会町内会への加入促進

検索



二次元コード

5 その他

データ掲載のみとなりますので、冊子が必要な場合は、お手数ですが、上記ホームページからデータをダウンロードの上、印刷いただくようお願いいたします。

事例1～3については、発表動画を上記ホームページから視聴できますので、ぜひご覧ください。

【担当】横浜市市民局地域活動推進課 佐藤、笹尾

電話：671-2317

Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

災害時におけるラジオ放送の活用のための周知について

株式会社横浜マリンエフエム
代表取締役 笹原 延介

1 趣旨

掲示板は「地域最強のオフラインメディア」です。

自治会町内会の皆様が管理されている「掲示板」は、スマートフォンの操作に不慣れな高齢層や、日常的にネットニュースを見ない層にとっても、散歩や買い物ついでに自然と目に入る地域最強のオフラインメディアです。

この貴重な資産を活用させていただくことは、発災時の情報格差をなくす非常に有効な手段となります。

コミュニティ放送局「マリン FM」(86.1MHz)は、中区役所と「災害時等における相互協力に関する協定」を締結し、緊急時には区役所からの「割り込み放送」によって、中区に特化した災害情報を直接お届けする体制を整えています。

「災害が起きてから初めて聞く」のではなく、平素から親しんでいただくこと(日常聴取)が、いざという時の確実な避難行動に繋がります。地域の防災力を高めるため、以下の取組へのご協力をお願い申し上げます。

2 掲示板等へのラジオ放送による災害時の情報発信の周知について

(1) マグネットシートの貼り付け

掲示板の表面(避難場所案内付近など)に貼り付けが可能な場合は、マリン FM の周波数を記したマグネットシート(画鋏対応)の掲示をお願いいたします。

マグネットシートは、各自治会町内会の掲示板数を4月の地区連配送でお送りいたします。

なお、各町内会で掲示板以外に掲出いただける場所がございましたらご活用いただいで構いません。

目的：日常的に周波数を目に触れさせることで、平時からの聴取習慣を定着させ、緊急時の「割り込み放送」などの認知度を向上させます。

(「エフエムふじごこ」の例)



(マリン FM (案))



裏面あり

(2) 掲示板裏面へのカバーシールの貼り付け（希望制）

「掲示板の美化と防災の融合」を目的とした施策です。落書きや汚れが生じやすい掲示板の裏面に、町内の防災標語などを入れたカバーシールを貼り付けます。

○メリット： 掲示板を美しく保つと同時に、裏面からも住民の防災意識を呼びかけます。

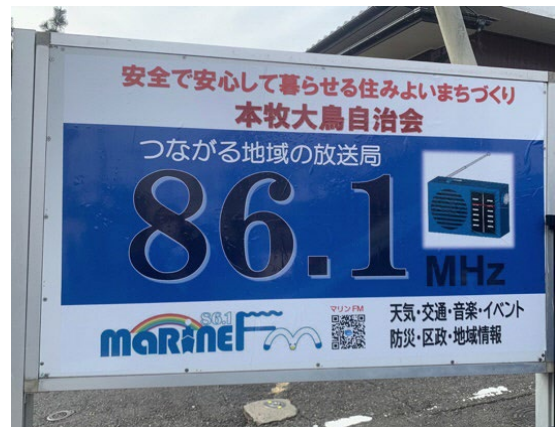
○費用・作業： 町内会のご負担は一切ありません。作製・貼り付けは弊社にて実施します。

※自治会町内会ごとに個別に対応させていただきますので、お気軽に下記までご連絡ください。

(落書きされた掲示板裏)



(シールを貼った掲示板)



株式会社横浜マリンエフエム
担当： 笹原
電話： 045-623-9000
FAX： 045-624-0861
メール： 861@marine-fm.com

関内駅前北口・港町地区再開発事業に伴う工事計画について【情報提供】

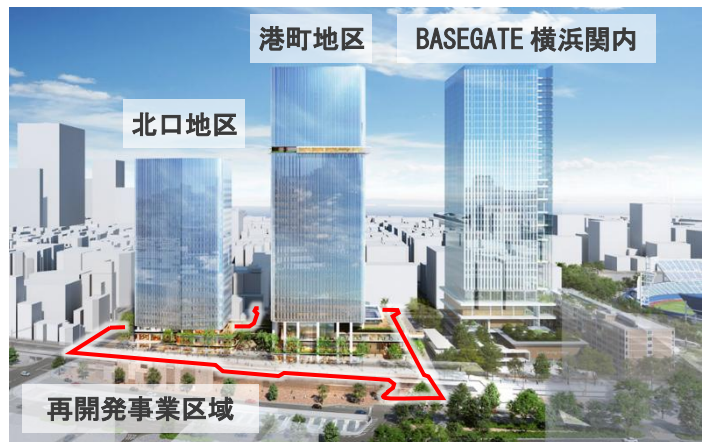
1 趣旨

関内駅前再開発事業に伴い、令和8年4月から、関内駅周辺の建物（関内セルテ、関内中央ビル、関内駅前第一ビル等）の解体工事が始まります。

建物の解体工事の後は、引き続き建物の建築工事へと移行し、令和13年1月頃まで、約5年間、工事が継続する予定です。

工事期間中は、工事仮囲いや、周辺の道路工事などにより歩行者や車両の動線に変更が生じることから工事計画の概要をお知らせいたします。

2 再開発事業の整備イメージ



提供：関内駅前港町地区市街地再開発組合／関内駅前北口地区市街地再開発組合
※今後、計画変更する可能性があります

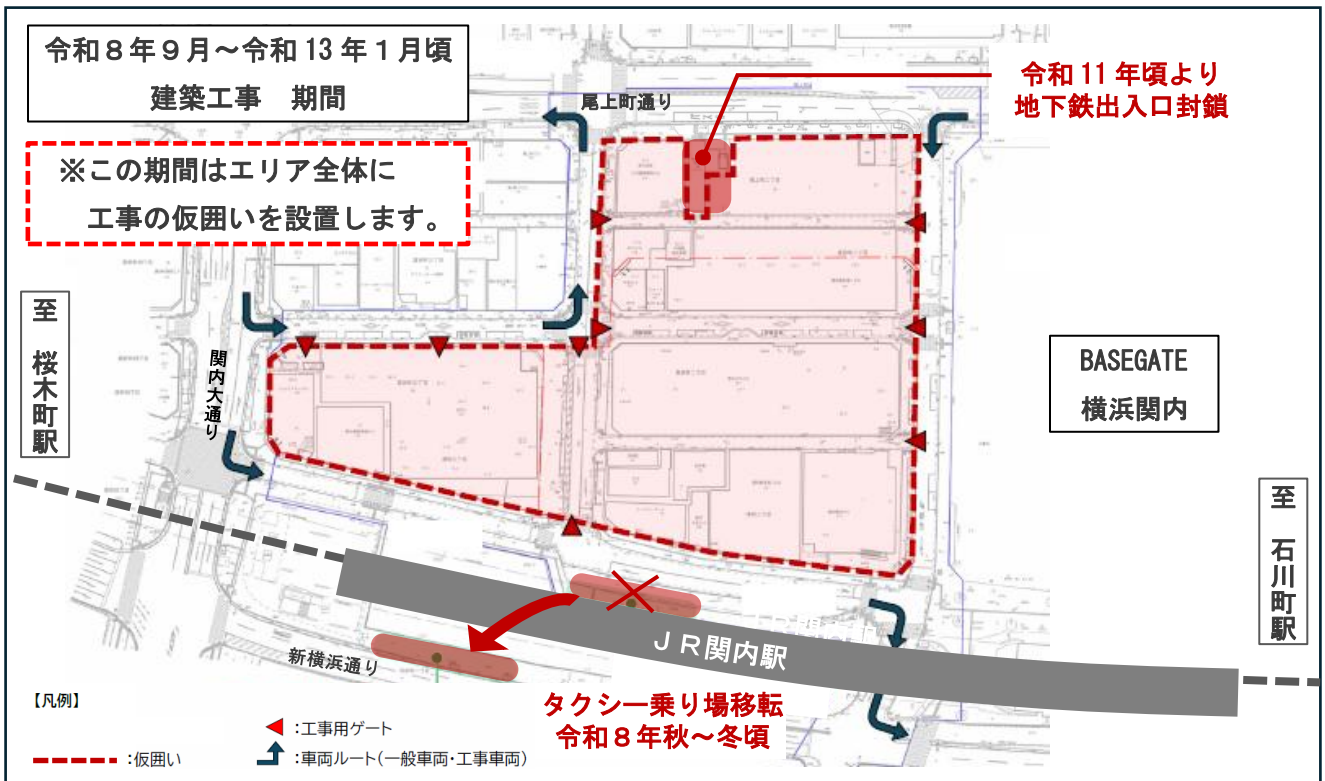
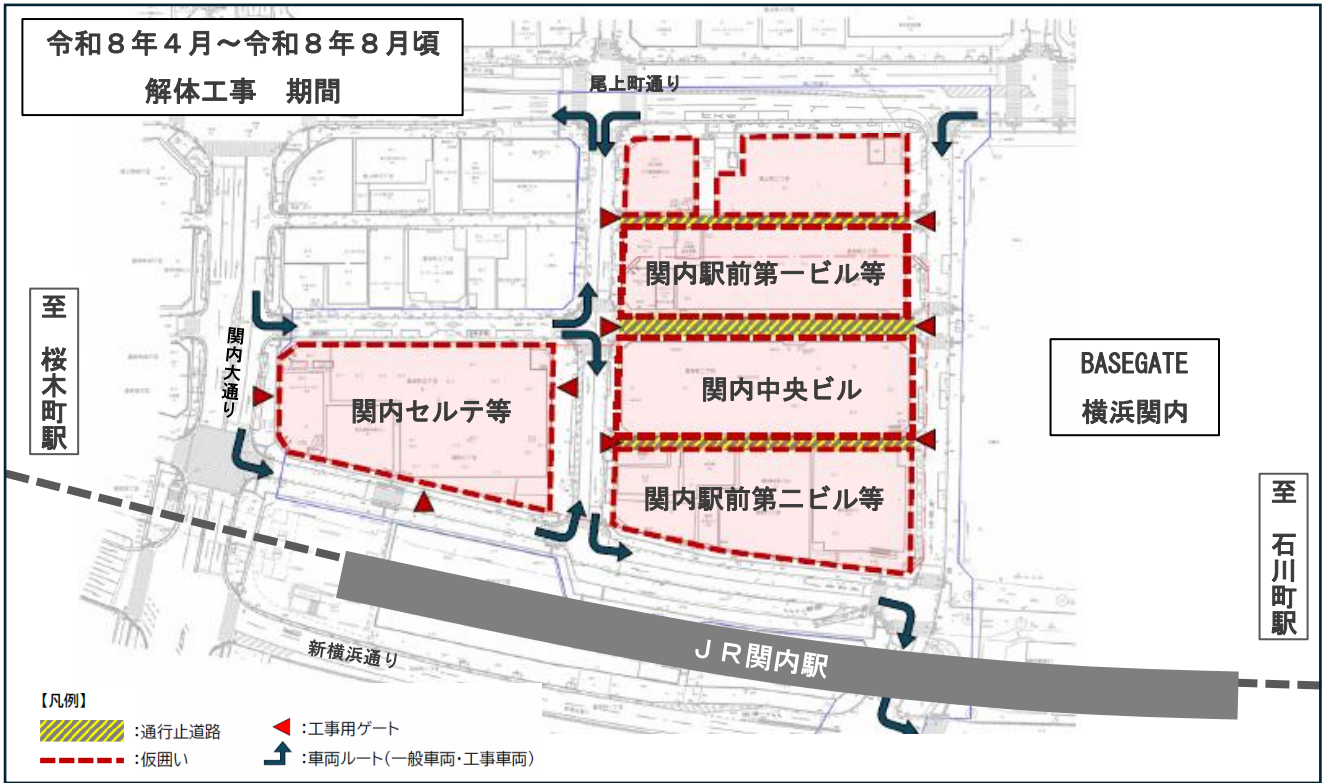


3 今後のスケジュール（予定）

令和8年4月～ 建物解体工事着手

令和9年4月～ 建築工事着手

令和13年1月 工事竣工予定



担当：都市整備局都心再生課 永田・越智
電話：045-671-2673 / FAX:045-664-3551
メール：tb-tosai@city.yokohama.lg.jp

中区連合町内会連絡協議会資料
令和8年3月19日
福祉保健課

中区連合町内会長各位

中区福祉保健課長 倉田 真希

「第5期中区地域福祉保健計画 中なかいいネ！」の概要版リーフレットの配布について

平素から中区の地域福祉の推進にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、「第5期中区地域福祉保健計画 中なかいいネ！」を策定いたしました。計画冊子に続き、概要版リーフレットを作成いたしましたので、配布させていただきます。

本計画の推進について御理解をいただくとともに、計画の周知への御協力をよろしくお願いたします。

1 配布資料

- ・第5期地域福祉保健計画 中なかいいネ！概要版リーフレット 1部

今回は各町内会へ1部ずつ配布させていただきますが、地域での会議やイベントでご活用くださる場合には別途お送りすることも可能です。ご入用の際は下記担当までご一報お願いたします。

計画冊子は中区役所福祉保健課ホームページでも閲覧が可能です。

(https://www.city.yokohama.lg.jp/naka/kenko-iryō-fukushi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/fukushi-plan/)



担当 中区福祉保健課事業企画担当 福田・小川・木城
電話 224-8331 ファクス 224-8157

はじめてみよう 中なかいいネ!

ステップ1 始めの一歩

- 近所の人とあいさつをする
- 町内会の掲示板や回覧板、SNSなどをチェックしてみる

ステップ2 無理なく参加

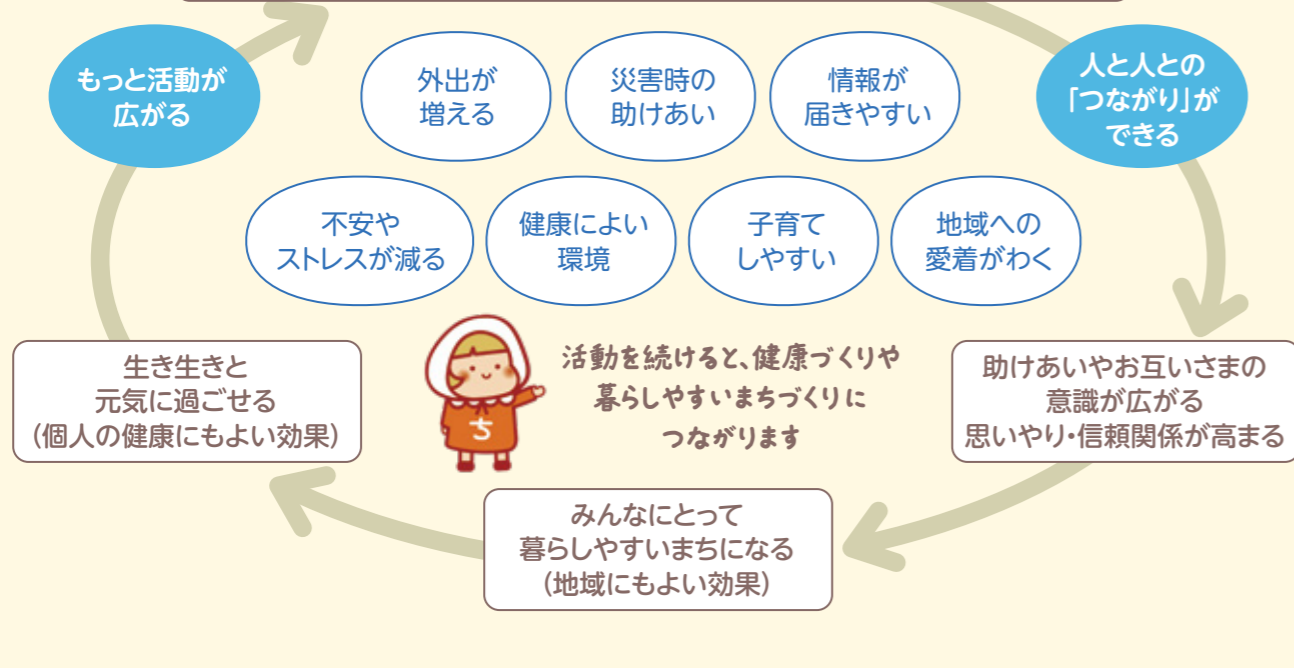
- 自分の趣味や得意なことを生かして、できることから始める
- 区内の施設のホームページをチェックしたり、相談に行ってみる

ステップ3 長続きのコツ

- 楽しんで参加する
- 仲間を誘って一緒に活動する
- 身近な場所で活動する
- 得意なことを生かす

〈人もまちも元気になるつながりづくり〉

近所づきあい／地域のイベントへの参加／趣味やサークル活動への参加など



第5期 中区地域福祉保健計画 (令和8～12年度)

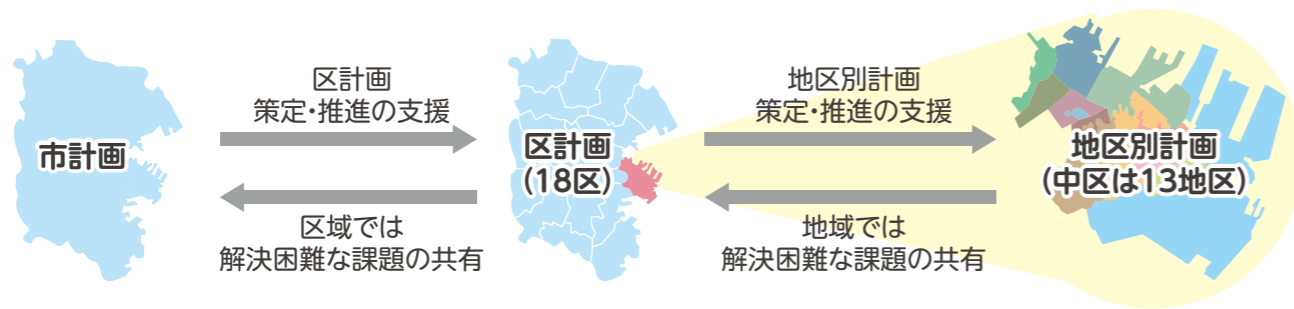
中なかいいネ!



「中なかいいネ!」は、住み慣れた地域で、誰もが安心して健やかに暮らせるまちをつくるための計画です。中区に住む人、働く人、学ぶ人——みんなが協力しながら、それぞれの立場で地域の活動に参加し、仲間をつくり、できることを話しあい学びあいながら、まちづくりを進めていきます。

地域福祉保健計画とは?

地域福祉保健計画は、「地域福祉の推進」の概念を具体化する取組として、社会福祉法第107条に基づき市町村が策定する計画です。横浜市の計画は、市計画、区計画、地区別計画の3層で構成されています。



横浜市地域福祉保健計画のキャラクター ちふくちゃん

この計画は中区役所ホームページまたは右記の二次元コードからご覧いただけます。



問合せ先

横浜市中区役所 福祉保健課 事業企画担当
〒231-0021
横浜市中区日本大通35番地
☎045-224-8330 FAX:045-224-8157
Eメール:na-iineplan@city.yokohama.lg.jp

社会福祉法人 横浜市中区社会福祉協議会
〒231-0023
横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル4階
☎045-681-6664 FAX:045-641-6078
Eメール:nakainfo@yokohamashakyo.jp

令和8年3月発行

区計画

区計画は、中区全体の取組の方向性をまとめた計画です。地域活動の2本の柱「えん結び」「元気いっぱい」に共通する大切な考え方を「3つの取組の視点」としてまとめました。

地域活動がめざすもの

柱
1

地域の見守り力を高める「えん結び」

お互いに関心を持ち、暮らしの困りごとの解決に取り組みます

柱
2

健康づくりの「元気いっぱい」

みんなでこころとからだの健康づくりに取り組みます

地域活動の「2本の柱」を育むための3つの取組の視点

視点1 誰もが支えあう共生社会

- こどもの声を聴き、健やかな育ちをみんなで応援！こどもの居場所や活躍の場をつくろう
- 障害について理解を深め、交流する機会をふやそう
- 国や文化の違いを越え、誰もが助けあい交流できる地域にしよう
- 立場や背景、価値観など 一人ひとりの多様性を尊重しよう

視点2 多様なつながりで安心の輪を広げる

- 身近なつながりから、お互いに見守り見守られ、困りごとに気づき、支えあう地域にしよう
- 地域住民×事業者×専門職で暮らしを支えるサービスや制度を必要な人に届けよう
- デジタル×アナログで地域活動の情報発信力を高めよう
- 日頃のつながりづくりを通して災害時にも助けあう地域をつくろう

視点3 愛着心を育み 住み続けたいと思える地域づくり・人づくり

- 長い歴史があり、文化・経済活動も活発な中区の良さを大切に 地域活動の価値をみんなで分かち合おう
- 「仲間」と「場」こそ心身の健康の源！地域活動を通じて元気づくりを進めよう
- こどもたちや若い世代が地域を身近に感じられるように活動を進めよう
- 13の地区で、みんなが地域に愛着を感じながら活動を展開できるよう、対話と学びで「中なかいいネ！」を進めよう



地域のお祭りやイベント、こどもや高齢者の見守り、ラジオ体操、防災訓練、日ごろのあいさつやちょっとした思いやりなど、地域で行われている様々な活動は「中なかいいネ！」につながります。

地区別計画

区計画のほか、地域で暮らす人たちが主体となって策定した13の地区別計画があります。

1 第1北部地区



2 第1地区中部



3 関内地区



4 埋地区



5 寿地区



6 石川打越地区



7 第2地区



8 第3地区



9 第4地区南部



10 第4地区北部



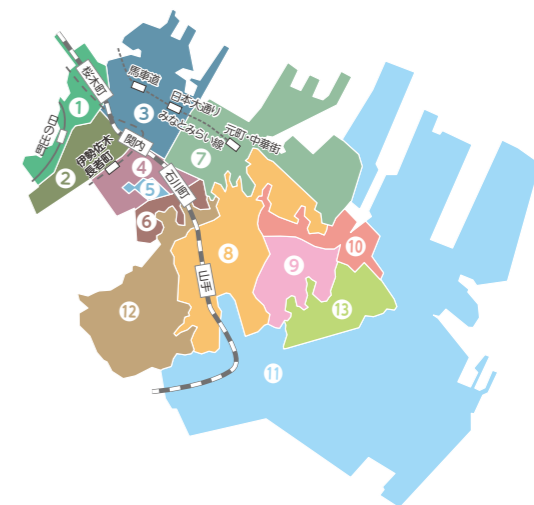
11 本牧・根岸地区



12 第6地区



13 新本牧地区



令和8年3月19日

自治会町内会長 各位

中区福祉保健課長 倉田 真希

「中区保健活動推進員会 会報第50号」の配布について（依頼）

時下 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、保健活動推進員の活動について御協力賜り、感謝申し上げます。

さて、この度、「中区保健活動推進員会 会報第50号」を発行いたしました。

保健活動推進員の説明や活動内容、各地区の紹介などが掲載されています。

つきましては、地域の保健活動推進員の活動について御理解と御協力いただくため、ご一読いただければと思います。

なお、冊子の追加希望がありましたら中区福祉保健課健康づくり係（224-8332）までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

【送付物】「中区保健活動推進員会 会報第50号」（単会に1部ずつ送付しております。）

担当 中区保健活動推進員会事務局
（中区福祉保健課健康づくり係）
五十嵐・嗟峨

TEL：224-8332/FAX：224-8157



中区保健活動推進員会

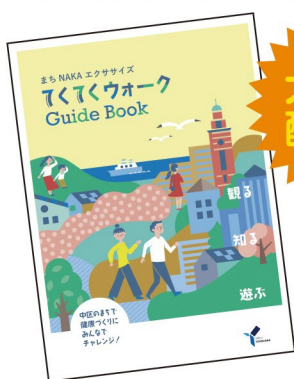
「てくてくウォークガイドブック」をリニューアル

身近なところで運動に取り組みたいという声から、作成したガイドブックです。このたび、保健活動推進員が、実際に歩いてコースを見直しました。外部のウォーキングアプリを使うと、スマートフォンで現在地を確認しながらコースを歩くこともできます。

ウォーキングは、一人でも気軽に始められる運動の一つです。中区には、景色の良い場所や歴史的な名所、観光スポットもたくさんあります。

ウォーキングの際は、てくてくウォークガイドブックをぜひご活用ください。

また、ウォーキングイベントを開催している地区もありますので、ぜひご参加ください。



大好評
配布中

Point!



- 全8コース 1コース30分～80分
気分や体調によってコースが選択できます♪
- “観る・知る・遊ぶ” 見どころ紹介!
中区らしいビューポイントや歴史などを掲載
- ウォーキングの効果・基本姿勢などを紹介!



▲詳しくはこちらから



【配布先】

中区役所福祉保健課(別館402 番窓口)及び本館1階総合案内、区内地域ケアプラザ、区内地区センター、区内コミュニティハウス、中図書館、中区地域子育て支援拠点ののびりんこ、中スポーツセンター等

ウォーキングリーダー研修

健康運動指導士の先生から、ウォーキングを行う時の姿勢や歩き方のポイント、ひも靴の履き方等を学びました。地域でウォーキングイベントを開催する際に、参加者の皆様にお伝えしたい内容が満載でした。



元気フェスタ

区民まつりに出店し、握力測定コーナーを設け、健康に関する情報発信を行いました。健康チェックを受けることで参加者の皆様がご自身の健康に目を向けるきっかけづくりになればと思います。



保健活動推進員とは

自治会・町内会からの推薦を受け、市長から委嘱されています。現在、中区では95名が活動しています。

区福祉保健センターや地域の団体等と連携して、地域全体で健康づくりを実践できるようなきっかけづくりや、健康づくりを継続するための活動を行っています。



▲詳しくはこちらから



表彰

横浜市社会福祉・保健医療功労者市長表彰で、次の方が表彰されました。(敬称略)

唐澤 波江

(第2地区副会長)



埋地地区

埋地地区では地区の活動にも積極的に参加しています。10月は旧富士見中学校の校庭で開催された、子ども向けのわくわくランドというイベントに、11月は数年ぶりに開催された歩け歩け大会に参加しました。



翁町・千歳町・万代町・富士見町・不老町・山田町・山吹町・吉浜町・扇町・寿町・長者町・松影町・三吉町の一部

第1地区中部

身近な地域にある施設の確認と見学を兼ねてウォーキング。健康・音楽イベント「みんな集まれ第一中部」を連合町内会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、商店街、保健活動推進員などが連携し、年数回開催中です。



曙町・伊勢佐木町・末広町・末吉町・羽衣町・福富町・蓬莱町・弥生町・吉田町・若葉町・長者町の一部

第1北部地区

民生委員と協働して、「ふれあい給食会」、「赤ちゃん学級」の支援を行っている。「ふれあい給食会」で、区役所の歯科衛生士を呼んで、口腔フレイルの講演を行い、健康チェックで「足指力チェック」と、健康くんによる「活舌チェック」を行い、口腔の健康の呼びかけを行った。



赤門町・内田町・黄金町・桜木町・野毛町・初音町・花咲町・英町・日ノ出町・宮川町

石川打越地区

いつまでも自分らしくありたい!各家庭で飲んでいる味噌汁やスープを測定する「塩分測定」を実施しています。家族、自分の体を守るのは食事です。



石川町・打越

第3地区

「赤ちゃん学級」のサポートや「高齢者の食事と体力測定」「歩こう会」を開催し、地元の良さを再発見したり、様々な情報交換もできる健康で楽しい会です。



上野町・柏葉・鷲山・竹之丸・立野・仲尾台・西之谷町・本牧緑ヶ丘・豆口台・妙香寺台・麦田町・大和町・滝之上・山手町の一部

関内地区

関内地区では、ラジオ体操を行った後に、「馬車道ノルディックウォーキング」とお茶っこ会「わくわくカフェ」を開催し近隣住民と交流し情報を共有します。



相生町・太田町・尾上町・海岸通・北仲町通・新港1丁目・新港2丁目・住吉町・常盤町・日本大通・弁天通・本町・真砂町・港町・南仲町通・元浜町・横浜公園

第6地区

森林公園のウォーキング・研修会・体力測定会と第6地区全体での祭礼や運動会など、自治会町内会と連携して保活の取り組みをしています。



大芝台・太平町・塚越・寺久保・西竹之丸・根岸旭台・根岸台・養沢・山元町・滝之上・山手町の一部

第4地区南部

月3回土曜日に健康づくり教室を開催。また、赤ちゃん学級のサポートやウォーキングを通して健康づくりのお手伝いをしています。



本郷町・本牧町・本牧満坂・本牧荒井の一部

第2地区

日々を元気に笑顔で過ごすため毎週金曜日「ふれあいサロン」を開催。合唱やハンドベル、盆踊り、手話コーラス、ボクシング体操、DVD等、楽しい時間を過ごします。年4回のお食事会や敬老会、クリスマス会や体力測定も開催します。



新山下1丁目・新山下2丁目・新山下3丁目・元町・山下町

本牧・根岸地区

子育てサロン・高齢者サロン事業・健康づくりを目的とした各イベントを皆さんと協力しながら楽しく活動をしています。



根岸町・根岸加曾台・池袋・矢口台・本牧間門・本牧荒井の一部・本牧三之谷・本牧大里町・本牧元町・本牧原の一部・錦町・かもめ町・千鳥町・豊浦町・本牧ふ頭・南本牧

新本牧地区

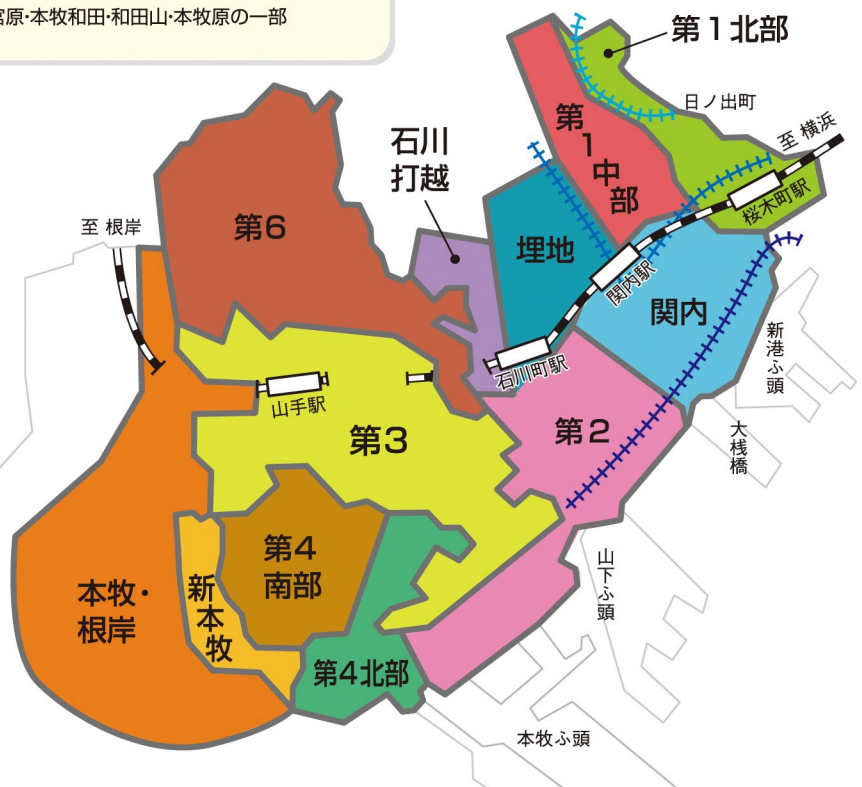
本牧宮原・本牧和田・和田山・本牧原の一部

第4地区北部

ウォーキングをかねて神奈川県庁見学などの活動や、各地区での健康チェックなど行って健康増進のために努めています。



北方町・小港町・諏訪町・千代崎町・本牧十二天・山手町の一部



令和8年3月19日

自治会町内会長 各位

中区地域振興課 阿部 康裕

中区消費生活推進員だよりの掲出について（依頼）

日頃より、区政・市政に御理解と御尽力をいただきまして誠にありがとうございます。

この度、中区消費生活推進員の活動をより広く地域の方々に知っていただくことを目的として、「第51号消費生活推進員だより」を作成しました。

つきましては、各自治会町内会の掲示板へ掲出いただきますよう、お願い申し上げます。

1 掲出チラシ

「第51号中区消費生活推進員だより」

2 掲出期間

チラシ到着から令和8年6月30日(火)

※可能な範囲で上記期間にて掲出をお願いいたします。

3 送付書類

「第51号中区消費生活推進員だより」(A4)

中区消費生活推進協議会 事務局

(中区地域振興課内)

担当：高橋 中村

電話：(224) 8140

FAX：(224) 8215

かしこく

楽しく

安全ライフ

中
区

NAKA-ku

消費生活 NEWS

vol.51

2026

消費生活推進員とは？

悪徳商法や高齢者や子どもを狙う消費者トラブルを防ぐため
消費者として知っておく必要がある情報発信や講座を開催しています。



中区消費生活推進員の取組

知っておくと
安心だね



「ハローよこはま」での啓発

来場者のみなさんに「だまされやすさ心理チェック」をして
いただき、その結果を見ながら、実際にどんな消費者トラブル
が起きているのか紹介しました。あわせて、だまされないため
のコツもわかりやすくお伝えしました！

暮らしのセミナー

「消費者トラブルから身を守るために」をテーマに、
消費生活推進員の活動の一つとして、地域のみなさん
が安心して暮らせるよう、トラブルを防ぐポイントや、
もしものときの対策について学びました。



手作りオープナー ワークショップ



ペットボトルや瓶のフタをラクに開けられる
“手作りオープナー”のワークショップを開催しました。身近な材料で簡単に作れるため、
参加者みんなでワイワイ楽しく制作しました。委員同士で協力してたくさん作り、ハローよこはまで啓発物品
として配布したところ、「これ便利！家でも使える！」と大好評でした。

契約などの消費生活トラブルで困った時は…

横浜市消費生活総合センター
にお電話ください

相談専用
電話

☎ 045-845-6666

平日 ▶ 9:00~18:00 土・日 ▶ 9:00~16:45

もしくはこちら

全国共通の電話番号 「消費者ホットライン」

☎ 188

発行

中区消費生活推進協議会（中区役所地域振興課内）
〒231-0021 中区日本大通35番地 TEL:045(224)8140

各地区の詳しい活動や
消費生活推進員だよりは
こちらからご覧いただけます！



令和8年3月発行

自治会町内会長 各位

地域振興課長

中区自治会町内会デジタル化伴走支援事業の開始について

1 趣旨

本事業では、自治会町内会の皆さまが行う SNS 等による地域活動の広報や、会費徴収などの事務をデジタル化することで、より多くの方へ町内会活動を知っていただくこと、自治会町内会の役員の方々の負担軽減等を図ることにより、自治会町内会への加入に繋げることを目的としています。

次のとおり、本事業を活用される自治会町内会を5月から募集いたします。

なお、令和8年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

2 募集概要

LINE やキャッシュレス決済 (paypay) 等のデジタルツールの活用を検討する自治会町内会へアドバイザーを派遣し、自治会町内会の要望に応じた相談や講座開催のご希望に対応し、課題解決に向けたわかりやすく個別具体的な提案や助言を行います。

(1) 想定しているご相談・ご支援の例

- ・自治会町内会活動にどのようなデジタルツールを活用できるかの助言・導入支援
- ・デジタルツールの基本的な操作方法や活用方法
- ・SNS (LINE 等) のアカウント開設や発信支援、ホームページの作成支援
- ・キャッシュレス決済 (paypay) 等の導入支援 等

※上記以外のご相談ももちろんお受けします。

(2) 対象

中区内の自治会町内会、地区連合町内会

(3) 募集から実施までのながれ

令和8年5月 募集開始、申込書ご提出

7月～ 支援実施 (令和9年2月末まで)

※申込後、各自治会町内会と事業を受託した民間事業者で実施内容等についてご調整いただきます。

(4) 募集团体数

10 団体

※1 団体当たりの支援回数は自治会町内会等の希望により決定しますが、3 回を上限とします。また、1 回あたりの実施時間は2 時間を上限とします。

※申請が予算に達し次第、申請の受付を締め切らせていただきます。

裏面あり

《参考：実施のイメージ》

例 1

回数	内容
1回目	自治会町内会の運営にどのようなデジタルツール活用すれば良いか相談を行い、他自治会町内会のホームページの事例を紹介する。
2回目	Google を使用したホームページの作成について情報提供を行い、一緒にテストサイトの構築を支援。
3回目	ホームページの構成や共有範囲設定等についての助言・支援。

例 2

回数	内容
1回目	初心者向けスマホ講座（便利機能の紹介、LINE ビデオ通話体験など） の実施。
2回目	デジタルツールを活かして行いたい町内会活動をヒアリング、今後の方針を相談。
3回目	LINE 公式アカウントや Google ドライブなど、情報発信共有機能の紹介。LINE グループトークの体験を実施。

【担当】 中区地域振興課 工藤、細沼

電話：045-224-8132

FAX：045-224-8215

E-mail：na-chikatsu@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会長 各位

地域振興課長

「中区自治会町内会掲示板整備費補助金交付要綱」の改正について

1 趣旨

中区自治会町内会掲示板整備費補助金交付要綱の改正を行います。主な改正点は以下のとおりです。

2 改正の主なポイント

(1) 「電子掲示板」への補助開始【新規】

デジタルサイネージや液晶ディスプレイ等を使用した「電子掲示板」を新たに補助対象とし、自治会町内会のデジタル化を支援します。

なお、補助対象経費は、電子掲示板本体や付随する機器、電気工事代等であり、通信契約費用や電気代等は対象外です。

(2) 補助率の設定

ア 新設・更新 費用の3分の2

イ 修繕 費用の2分の1 ※掲示板一基あたりの上限は50,000円

(3) 申請上限額

電子掲示板の新設・更新に限り、上限200,000円まで補助します。

その他の申請については、従来どおり町内会等を単位として申請1回につき100,000円です。

3 補助対象

新規設置、更新（撤去して、同じ場所に設置）、修繕の3種類があります。

- ・補助の優先順位は、新規設置＞更新＞修繕の順といたします。
- ・新設については、周辺に掲示板がないなど必要性の高いケースを優先します。
- ・更新及び修繕については、掲示板の状況を確認し優先順位を決定します。

4 備考

令和8年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

5 申込開始時期等

令和8年5月の区連会定例会で別途ご案内します。

【担当】 中区地域振興課 工藤、細沼

電話：045-224-8131

FAX：045-224-8215

E-mail：na-chikatsu@city.yokohama.lg.jp